

官製談合防止法違反及び刑法の公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された主任技師をはじめ、非違行為を行っていたことが明らかになった職員4名とこれらの職員の上司である管理監督職員6名に対し、令和3年9月9日、懲戒処分及びその他の処分を行いました。

昨年、主任技師が逮捕され、二度と同じ過ちを繰り返さないよう、入札制度の見直しの検討、職員倫理条例の制定、職員への公務員倫理研修の実施などに取り組んできたところです。

その一方で事件の全容を明らかにするため調査を進めた結果、予想だにしていなかった事実が明らかになりました。

多くの職員が業者と馴れ合い、数々の非違行為が日常的に行われていた、いい加減すぎる職場の体質に驚きと怒りを禁じ得ませんでした。

また、職員の非違行為に全く気付かず、町長としての監督ができていなかったことで、町民の皆様の信頼を更に大きく損なう結果となったことへの自らの責任の大きさを痛感いたしました。

改めまして、町民の皆様に対しまして、心から深くお詫びを申し上げます。

この度の職員の不祥事を真摯に受け止め、改めて職員の綱紀粛正を図るとともに、町民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

令和3年9月13日

松前町長 岡本 靖